

事 務 連 絡  
平成21年3月10日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局 計 画 課  
振 興 課  
老人保健課

株式会社ケーブ製「エアマスターネクサス」等に係る重大製品事故  
の公表及び製品回収（改修）等について（注意喚起）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡して  
いるところですが、今般、標記について経済産業省が別添1及び3のとおり公表を  
行いました。

また、別添1にあるように、株式会社ケーブにおいても同社製造の「エアマスタ  
ーネクサスマット」に強度にばらつきがあるため、別添2のとおり製品の回収等  
を実施する旨の公表を行いました。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がな  
された上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を  
確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備  
品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこ  
れらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止され、また、製品の回収等が  
積極的に行われますよう御理解・御協力いただくとともに、貴都道府県関連部局内、  
貴管内市町村、関係団体、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくよう願  
いいたします。

なお、上記と併せ、経済産業省より別添4のとおり平成19年以降同省が公表し  
た製品事故のうち福祉用具に係るもの及び別添5のとおり介護ベッド等に係るJ  
I Sの改正について情報提供がありましたので、こちらについても御了知いただ  
くとともに、幅広く情報提供いただくようお願いいたします。